

○建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

(令和五年九月二十五日)

(国土交通省告示第九百七十号)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項を次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法
その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

1 表示すべき事項

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第27条第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあつては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。3(6)において同じ。）については、この限りでない。

(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあつては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。（2）及び2において同じ。）

イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（同号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。） 非住宅部分の一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価

ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。） 住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価

ハ 複合建築物 複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価

(2) (1) イからハまでに掲げる事項に係る評価年月日

2 表示の方法

法第27条第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合については、この限りでない。

(1) 表示すべき事項は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める様式（以下「表示様式」という。）により、販売等を行う建築物の広告等（新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類する印刷物（電磁的記録媒体を含む。）又はウェブサイトをいい、書面にあつては表示様式を表示できる一定の大きさ以上の大きさのものに限る。（2）において同じ。）に表示すること。

非住宅建築物	別記様式第1
住宅	別記様式第2
複合建築物	別記様式第3

(2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。

イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第60条第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。

ロ イに掲げる事項及び再生可能エネルギー利用設備を用いて得られるエネルギー量（以下「再生可能エネルギー」という。）を考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価 表示様式に代えて、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める様式（ハにおいて「再生可能エネルギー表示様式」という。）を用いること。

非住宅建築物	別記様式第5
住宅	別記様式第6

- ハ 表示すべき事項（1（2）に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。
- ニ 販売等を行う住宅（共同住宅又は長屋にあつては、単位住戸（基準省令第1条第1項第2号イ（1）に規定する単位住戸をいう。3（2）において同じ。）に限る。以下このニ及び3（4）において同じ。）を1年間使用した場合の光熱費の目安として、当該住宅の設計二次エネルギー消費量（設計一次エネルギー消費量（同項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。）の算出の過程で得たものをいう。3（4）において同じ。）に基づき算出した金額（3（4）において「目安光熱費」という。）別記様式第8を別記様式第2又は別記様式第6に追加すること。

3 遵守すべき事項

2に定めるもののほか、法第27条第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 1（1）イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1（1）ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1（1）ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。
- イ 1（1）イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1（1）ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1（1）ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次の表の左欄に掲げる建築物の種類及び同表の中欄に掲げる一次エネルギー消費量の削減率に応じ、それぞれ同表の一次エネルギー消費量に係る多段階評価の欄に定める数値とする。ただし、1（1）ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価については、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）2の一次エネルギー消費量に関する誘導基準に適合する場合には3、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）2の一次エネルギー消費量に関する基準に適合する場合には1とみなす。

建築物の種類	一次エネルギー消費量の削減	一次エネルギー消費量に係る多
--------	---------------	----------------

	率（単位 パーセント）	段階評価
① 非住宅建築物、住宅（2 （2）ロに掲げる事項を 表示する場合に限る。） 又は複合建築物	50以上	6
	40以上50未満	5
	30以上40未満	4
	20以上30未満	3
	10以上20未満	2
	0以上10未満	1
	0未満	0
② 住宅（①左欄に規定する 場合を除く。）	30以上	4
	20以上30未満	3
	10以上20未満	2
	0以上10未満	1
	0未満	0

ロ イの表の中欄の一次エネルギー消費量の削減率は、次の式により算出した数値（その数値に1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

$$X = (Y - Z) / Y \times 100$$

（この式において、X、Y及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X イの表の中欄の一次エネルギー消費量の削減率

Y 基準一次エネルギー消費量

Z 設計一次エネルギー消費量)

ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた

数値

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ 複合建築物 ①の規定により算出した基準一次エネルギー消費量と②の規定により算出した基準一次エネルギー消費量とを合計した数値

ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ 複合建築物 ①の規定により算出した設計一次エネルギー消費量と②の規定により算出した設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

(2) 1(1)ロの住宅部分の外皮性能に係る多段階評価は、単位住戸についての評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)第5の5の5-1(3)イ及びロに掲げる基準(地域の区分(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいう。以下この(2)において同じ。)が1、2、3又は4である場合にあっては同告示第5の5の5-1(3)イに、地域の区分が8である場合にあっては同告示第5の5の5-1(3)ロに掲げる基準に限る。)における等級のうち最も低いものとする。この場合においては、同告示第5の5の5-1(3)ただし書の規定を準用する。

(3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次の表の左欄に掲げる一次エネルギー消費量の削減率に応じ、それぞ

れ同表の再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価の欄に定める数値とする。

一次エネルギー消費量の削減率（単位パーセント）	再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価
50以上	6
40以上50未満	5
30以上40未満	4
20以上30未満	3
10以上20未満	2
0以上10未満	1
0未満	0

ロ イの表の左欄の一次エネルギー消費量の削減率は、次の式により算出した数値（その数値に1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、（1）ハの規定は、次の式における基準一次エネルギー消費量に準用する。

$$X = (Y - Z) / Y \times 100$$

（この式において、X、Y及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

X イの表の左欄の一次エネルギー消費量の削減率

Y 基準一次エネルギー消費量

Z 再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値
- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ（1）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ③ 複合建築物 ①の規定により算出した再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量と②の規定により算出した再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量とを合計した数値
- (4) 2(2)ニの目安光熱費は、次に掲げる電気及び燃料(以下この(4)において「電気等」という。)の種類ごとの住宅の設計二次エネルギー消費量に、当該電気等の区分に応じ次に掲げる当該電気等の種類別単価をそれぞれ乗じて得た額の合計額(1万円単位未満の端数があるときは、その端数は、小数点以下一位未満を切り上げる。)とする。
- イ 電気 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「小売事業者表示告示」という。)2の2-4の式におけるZの数値
- ロ 都市ガス 小売事業者表示告示11の11-4(1)の式におけるTの数値
- ハ 液化石油ガス 小売事業者表示告示11の11-4(1)の式におけるUの数値
- ニ 灯油 小売事業者表示告示12の12-4(1)の式におけるWの数値
- (5) 2の規定により表示した事項のうち、表示すべき事項(1(2)に掲げる事項を除く。)又は2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価が低くなる変更が生じたときは、当該表示した事項に当該変更(当該変更に伴いこれらの事項以外の表示した事項に変更が生じた場合はその変更を含む。)を加えて表示するものとする。
- (6) 建築物のエネルギー消費性能を表示する場合、又は国が公表するガイドラインに従い既存建築物である住宅に設置された窓や給湯設備その他の部位のエネルギー消費性能を表示する場合には、事実と相違する表示をし、又は人を誤認させるような表示をしてはならない。

様式第1

[図] 略

様式第2

[図] 略

様式第3

[図] 略

様式第4

[図] 略

様式第5

[図] 略

様式第6

[図] 略

様式第7

[図] 略

様式第8

[図] 略

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成二十八年国土交通省告示第四百八十九号。次項において「旧告示」という。)は、廃止する。

(旧告示の廃止に伴う経過措置)

- 3 この告示の施行の際現に行われている旧告示に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示については、旧告示は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則 (令和六年六月二八日国土交通省告示第九七五号)

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年八月三〇日国土交通省告示第一一二四号）

（施行期日）

1 この告示は、令和六年十一月一日から施行する。

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示の一部改正）

2 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第九百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）<u>第27条第2項第1号</u>の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあつては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。3(6)において同じ。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区</p>	<p>1 表示すべき事項</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）<u>第33条の2第2項第1号</u>の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあつては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。3(6)において同じ。）については、この限りでない。</p> <p>(1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区</p>

<p>分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあつては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。)</p> <p>イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（<u>同号</u>に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。） 非住宅部分の一次エネルギー消費量（<u>同号イ</u>に規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価</p> <p>ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（<u>同条第2項</u>に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。） 住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価</p> <p>ハ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 表示の方法</p>	<p>分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあつては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。)</p> <p>イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（<u>法第11条第1項</u>に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。） 非住宅部分の一次エネルギー消費量（<u>基準省令第1条第1項第1号イ</u>に規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価</p> <p>ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（<u>法第11条第1項</u>に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。） 住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価</p> <p>ハ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 表示の方法</p>
---	---

法第27条第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合及び既存建築物である住宅について1の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。

イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第60条第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。

ロ (略)

ハ 表示すべき事項（1(2)に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可

法第33条の2第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合及び既存建築物である住宅について1の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。

イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第67条の2第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。

ロ (略)

ハ 表示すべき事項（1(2)に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可

<p>能エネルギー表示様式において表示すること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>3 遵守すべき事項</p> <p>2に定めるもののほか、<u>法第27条第2項第2号</u>の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量(この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。)又は同号ただし</p>	<p>能エネルギー表示様式において表示すること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>3 遵守すべき事項</p> <p>2に定めるもののほか、<u>法第33条の2第2項第2号</u>の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量(この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。)又は同号ただし</p>
---	---

<p>書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>③ (略)</p> <p>ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし</p>	<p>書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>③ (略)</p> <p>ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし</p>
---	---

<p>書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出し</p>	<p>書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。</p> <p>① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値</p> <p>② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出し</p>
--	--

<p>た数値又は法第17条第1項の評価 において算出した数値から、基準省 令第4条第1項のその他一次エネ ルギー消費量を減じた数値</p> <p>③ (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>	<p>た数値又は法第24条第1項の評価 において算出した数値から、基準省 令第4条第1項のその他一次エネ ルギー消費量を減じた数値</p> <p>③ (略)</p> <p>(4)~(6) (略)</p>
--	--